

おかざき応援寄附金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市に対するふるさとの想いや市が進める施策に共感を持つ個人からの寄附金を活用し、将来にわたり市が活力を維持し、持続的に発展するための魅力づくりの推進及び市内産業の活性化を目的として、寄附者に対し返礼品の贈呈などを実施するおかざき応援寄附金事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附者 市に対し、この要綱に定めるところにより寄附金を納付した個人をいう。
- (2) 返礼品 寄附に対する謝礼として寄附者に提供する市の特産品等で、市長が認めるものをいう。

(寄附金の申込み)

第3条 寄附をしようとする者は、おかざき応援寄附金申込書（様式第1号）又はインターネット上の所定の申込フォームにより申し込むものとする。

(寄附金の納付方法)

第4条 寄附金の納付は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が発行する納付書による納付
- (2) 市が発行する株式会社ゆうちょ銀行払込取扱票による納付
- (3) インターネットを経由したクレジットカード払いによる納付
- (4) インターネットを経由したコンビニエンスストア払いによる納付
- (5) インターネットを経由したマルチペイメント払いによる納付

(寄附金の使途)

第5条 寄附者は、第3条の規定による寄附金の申込みの際に、寄附金の使途として次の各号の事業（以下「対象事業」という。）の中からいずれか一つを選択しなければならない。

- (1) 家康公と三河武士の誇りをつなぐ歴史観光
- (2) 子育て環境・教育環境の充実
- (3) 福祉を大切にすまちづくり
- (4) 魅力あるしごとを創り、育て、守る
- (5) 地域の医療を守り、育てる
- (6) 地球環境を良くするまちづくり
- (7) スポーツ、憩い、賑わいのまちづくり

- (8) 文化の薫るまちづくり
- (9) 安全安心なまちづくり
- (10) 岡崎市の花「桜」を活かしたまちづくり
- (11) 市長におまかせ

2 市長は、寄附者が指定した対象事業の財源に寄附金を充当するものとする。
(返礼品の贈呈)

第6条 市長は、第3条の規定による寄附金の申込みの日（次条において「申込日」という。）現在において、市内に住所を有さない寄附者に対し、寄附金額に応じた返礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

(寄附者の公表)

第7条 市長は、1回10万円以上の寄附者の氏名を市ホームページで公表するものとする。ただし、寄附者が希望しない場合は、この限りでない。

2 市長は、1回100万円以上の寄附者の氏名、住所及び寄附金額等を報道発表し、市ホームページで報道発表の内容を公表するものとする。ただし、寄附者が希望しない場合は、この限りでない。

(感謝状の送付)

第8条 市長は、次の寄附者に感謝状を送付するものとする。ただし、寄附者が希望しない場合は、この限りでない。

- (1) 返礼品の贈呈を希望しない1回10万円以上の寄附者
- (2) 1回100万円以上の寄附者

(寄附金受領証明書)

第9条 市長は、寄附者に寄附金受領証明書（様式第2号）を交付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月27日から施行する。ただし、第4条第5号の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 21 日から施行する。